平成２７年（フ）第１１０４号
千葉県船橋市海神１丁目24番14―409号
破産者　内田　敏昭
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
長崎県島原市中組町268番地
破産者　有限会社活魚センターマルナカ
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
埼玉県川口市戸塚東３丁目34番14号
破産者　有限会社ハイエストサービス
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２０号
さいたま市浦和区上木崎４丁目１番29号
破産者　有限会社マテリアル
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３０号
千葉市美浜区高浜１丁目２番10棟202号
破産者　橋本　直樹
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０７号
千葉市美浜区幸町２丁目18番４棟108号
破産者　石丸　惠子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１６号
千葉県市原市島野2026番地４
破産者　神崎　真哉
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１７号
千葉県市原市島野2026番地４
破産者　神崎　恵子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７号
千葉県山武郡九十九里町片貝3599番地
破産者　森井　亨二
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
千葉県山武郡九十九里町片貝3599番地
破産者　株式会社森井設備工業
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２５８号
山梨県甲府市国母１丁目13番16号
破産者　有限会社ＲＩＮＫＳ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長野市安茂里小市２丁目18番５号
破産者　株式会社東和
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
長野県須坂市大字須坂1230番地43―33
破産者　株式会社ＧＷＳ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
盛岡市上厨川字野子125番地
破産者　有限会社北杜自動車
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５５号
埼玉県行田市大字持田5892番地４
破産者　有限会社ハッコーフーズ
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１３３号
千葉県市川市妙典３丁目22番15―202号（ハイム・ウリンボー）
破産者　菊池　淳一
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
千葉県八街市文違132番地255
破産者　山田　清子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０３号
千葉県成田市郷部591番地２（ソフィテル６号館606）
破産者　森　　悦子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０７号
千葉県八街市用草850番地３
破産者　良誠設備株式会社
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０８号
千葉県八街市八街ろ185番地143　シャトレーのぞみ301
破産者　山口　淳子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６９０号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目５番19号
破産者　Ａｄｖａｎｃｅ　ＫＡＭＡＫＵＲＡ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０６号
川崎市中原区木月１丁目30番24号
破産者　株式会社レーヴエスパス
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係